

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|---------------------|
| 5 | 国民健康保険(資格・給付)に関する事務 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

さいたま市は、国民健康保険(資格・給付)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

国民健康保険(資格・給付)に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

さいたま市長

公表日

令和5年8月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

| ①事務の名称 | 国民健康保険(資格・給付)に関する事務 |
|--------|---|
| | <p>【資格事務全体の概要】 国民健康保険法に基づき、以下の業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none">国民健康保険の被保険者資格等の管理事務 国民健康保険法に基づく療養等の給付及び地方税法等に基づく国民健康保険税の賦課徴収を行うため、被保険者からの届出及び住民記録システムから取得する住民関係情報に基づき、被保険者等の資格情報を管理する。70歳以上の被保険者に係る一部負担金の割合の判定に関する事務被保険者証等の交付、回収、検認、更新、再交付又は返還に関する事務その他<ol style="list-style-type: none">被保険者資格証明書交付事務支援措置対象者の管理被保険者情報を国保情報集約システムと連携する。 <p>【特定個人情報を使用して実施する事務の具体的な内容】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(番号法)に基づき、国民健康保険(資格・給付)に関する事務では、以下の事務において特定個人情報を取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none">個人番号の取得<ol style="list-style-type: none">住民記録システムより、連携基盤システムを経由し、個人番号を取得する。国民健康保険法施行規則に規定される個人番号の記入が求められる様式より、住民登録外を含む未登録の個人番号を取得する。個人番号の利用<ol style="list-style-type: none">本人確認(真正性の確認) 国保システムに登録されているデータから本人を特定する手段として個人番号を利用する。個人番号による個人の特定 各種届出に記載された個人番号を個人特定の条件として利用する。特定個人情報の提供<ol style="list-style-type: none">個人番号を含むデータを番号連携サーバへアップし、番号連携サーバから中間サーバへ送信し、他市から情報提供ネットワーク経由でデータを利用できるようにする。宛名システムより、個人番号を含む宛名情報を場号連携サーバに送信し、番号連携サーバにて団体内統合宛名番号を採番する。その後、番号連携サーバから符号要求を行い符号生成を行う。特定個人情報の利用 番号連携サーバより、他医療保険者の医療保険給付関係情報の照会を行う。 番号連携サーバより、地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報の照会を行う。 |

②事務の概要

【給付事務全体の概要】

国民健康保険事業の健全な運営を確保し社会保障及び被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行うことにより、国民保健の向上に寄与することを目的とした以下の事務を行う。

1. 法定給付のうち絶対的必要給付に関する事務

- ①療養の給付に関する事務
- ②入院時食事療養費に関する事務
- ③入院時生活療養費に関する事務
- ④移送費に関する事務
- ⑤高額療養費に関する事務
- ⑥訪問看護療養費に関する事務
- ⑦特別療養費に関する事務
- ⑧保険外併用療養費に関する事務
- ⑨療養費に関する事務
- ⑩高額介護合算療養費に関する事務

2. 法定給付のうち相対的必要給付に関する事務

- ①出産育児一時金に関する事務
- ②葬祭費に関する事務

3. その他の事務

- ①他の法令による医療に関する給付との調整に関する事務
- ②人間ドックに関する事務
- ③医療費通知に関する事務
- ④不当利得の徴収に関する事務
- ⑤保険給付と損害賠償請求権の調整に関する事務
- ⑥ジェネリック差額通知に関する事務
- ⑦国庫補助金等に関する申請
- ⑧被保険者情報を国保情報集約システムと連携する。

【事務全体の概要のうち、特定個人情報ファイルを使用する事務】

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に従い、国民健康保険国保給付システムでは特定個人情報を以下の事務で取扱う。

1. 個人番号の取得

- ① 国保資格システムから住民の個人番号を取得。
- ② 被保険者より国民健康保険法施行規則に規定されている申請書の提出により個人番号を取得。

2. 特定個人情報の使用

- ① 給付申請書の受付及び支給決定。
- ② 証明書(又は受診票)の交付に関する申請書の受付及び交付。
- ③ レセプト審査
- ④ 高額療養費支給申請書の送付
- ⑤ 高額介護合算療養費申請書の受付及び支給決定。
- ⑥ 国庫補助金に関する申請書類を作成し埼玉県へ提出する。
- ⑦ 連合会における各種事業(保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業等)に関する申請書を作成し連合会へ提出する

【オンライン資格確認全体の概要】

オンライン資格確認とは、医療保険資格情報を個人単位化し、国保連合会または社会保険診療報酬支払基金一元管理を委託するとともに、医療機関等がオンラインで資格確認等を行うことができる仕組みをのこと。これを実施するために以下の事務を行う。

1. オンライン資格確認等システム稼働に向けての資格履歴管理事務
2. 機関別符号の取得等事務

| | |
|--|---|
| ③システムの名称 | 1. 国民健康保険システム(国民健康保険資格システム) 2. 国民健康保険システム(国民健康保険給付システム) 3. 総合宛名システム 4. 番号連携サーバ 5. 中間サーバ 6. 住民基本台帳ネットワークシステム 7. 連携基盤システム(庁内連携システム) 8. 国保総合システムおよび国保情報集約システム 9. 医療保険者向け中間サーバ等 |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 1. 国保資格特定個人情報ファイル 2. 国保給付特定個人情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | <被保険者資格管理等に係る事務><被保険者給付に係る事務> 番号法第9条第1項 別表第一の30の項 番号法第9条第2項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 <オンライン資格確認に係る事務> 番号法第9条第1項 別表第一の30の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <div style="float: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div> |
| ②法令上の根拠 | <被保険者資格管理等に係る事務><被保険者給付に係る事務> 番号法第19条第8号 (別表第二における情報提供の根拠) ・1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120 (別表第二における情報照会の根拠) ・42,43,44,45 <オンライン資格確認に係る事務> 番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | さいたま市 福祉局 生活福祉部 国保年金課 |
| ②所属長の役職名 | 国保年金課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 各区役所 暮らし応援室 住所: 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号 他 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 福祉局生活福祉部国保年金課 〒330-9588 住所:さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号 |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [30万人以上] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和3年4月1日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人以上] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和3年4月1日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|--------------------------|
| 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|--|--|--|
| [基礎項目評価書及び全項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 | | |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [特に力を入れている] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [<input checked="" type="checkbox"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [特に力を入れて行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|-------------------------------|---|---|------|--------------------------|
| 平成29年2月13日 | I 基本情報 1.特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要 | | ⑤被保険者情報を国保集約システムと連携する。 | 事前 | 制度改正に伴う変更であり、重要な変更該当するため |
| 平成29年2月13日 | I 基本情報 1.特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要 | | ⑧高額該当の引き継ぎ情報を国保情報集約システムと連携する。 | 事前 | 制度改正に伴う変更であり、重要な変更該当するため |
| 平成29年2月13日 | I 基本情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠 | <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <p>1. 第9条(利用範囲)第1項:番号法別表第一に規定された事務[別表第一]・三十項 市町村長又は国民健康保険組合(国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)[主務省令]第22条 国民健康保険法による以下の事務・申請の受理、申請に係る審査・その申請等の応答にかかる事務・証関係に関する事務・保険給付に係る事務・一部負担金に係る措置の事務・一時差止めに関する事務・保険料の徴収・賦課に関する事務</p> <p>2. 第9条(利用範囲)第2項:条例で定めるもの さいたま市個人番号の利用に関する条例・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)による別表2第42項より提供を受けた地方税関係情報は、番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)による別表2第27項により提供を受けた情報とみなす条例案 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条</p> | <p>番号法第9条第1項 別表第一の30の項</p> <p>番号法第9条第2項</p> <p>番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条</p> | 事後 | 法改正のため、重要な変更には該当しない |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|---|---|--|------|----------------------------------|
| 平成29年2月13日 | I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠 | 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号:別表第二における情報提供の根拠[別表第二]・第1欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第2欄(事務)が「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっているもの)42の項・上記の項より、以下の情報照会が可能と定められている「医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの」「地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの」・第3欄(情報提供者)が「市町村長」又は「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」のもので、特定個人情報に「医療保険給付関係情報」が含まれるもの:1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項・上記の項より、以下の情報照会が可能と定められている「医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの」 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第25条 | 番号法第19条第7号(別表第二における情報提供の根拠) ・1,2,3,4,5,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,58,62,78,80,81,87,88,93,109(別表第二における情報照会の根拠) ・42,43,44,45 | 事後 | 法改正のため、重要な変更には該当しない |
| 平成29年5月16日 | I 基本情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長 | 課長 木村 政夫 | 課長 白石 浩 | 事後 | 人事異動のため、重要な変更には該当しない |
| 平成31年2月1日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名 | 課長 白石 浩 | 国民健康保険課長 | 事後 | 評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な変更には該当しない |
| 平成31年2月1日 | IV リスク対策 | — | 項目追加 | 事後 | 評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な変更には該当しない |
| 令和1年6月21日 | I 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | (別表第二における情報提供の根拠) ・2,3,4,5,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,58,62,78,80,81,87,88,93,109 | (別表第二における情報提供の根拠) ・2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,58,62,78,80,81,87,88,93,97,106,109,119 | 事後 | 項目の追加に伴う変更であり、重要な変更には該当しない |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--|--------|--|------|---|
| 令和1年6月21日 | IIしきい値判断項目 3. 重大事故 | 発生なし | 発生あり | 事後 | 評価実施機関における特定個人情報に関する重大事故の発生による変更 |
| 令和2年6月8日 | II しきい値判断項目、3. 重大事故 | 発生あり | 発生なし | 事後 | 評価実施機関における重大事故の発生から1年を経過したことに伴う修正 |
| 令和2年6月8日 | I 基本情報 1.特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要 | | 【オンライン資格確認全体の概要】の追加 | 事前 | 制度改正に伴う変更であり、重要な変更該当するため |
| 令和2年6月8日 | I 基本情報 1.特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称 | | 8. 国保総合システムおよび国保情報集約システム 9. 医療保険者向け中間サーバー等 | 事前 | 制度改正に伴う変更であり、重要な変更該当するため |
| 令和2年6月8日 | I 基本情報 3..個人番号の利用 法令上の根拠 | | <オンライン資格確認等システムに係る事務> 番号法第9条第1項 別表第一の30の項 番号法別表第一の主務省令で定める命令第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 | 事前 | 制度改正に伴う変更であり、重要な変更該当するため |
| 令和2年6月8日 | I 基本情報 4.情報連携ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | | <オンライン資格確認等システムに係る事務> 番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 | 事前 | 制度改正に伴う変更であり、重要な変更該当するため |
| 令和2年6月8日 | IV リスク対策 4. 特定個人ファイルの取扱いの委託 | 十分である | 特に力を入れている | 事後 | 評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故の発生があったことに伴う見直し |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--|--|--|------|---|
| 令和2年6月8日 | IV リスク対策 9. 従業員に対する教育・啓発 | 十分である | 特に力を入れている | 事後 | 評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故の発生があったことに伴う見直し |
| 令和3年8月20日 | I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先 | 〒330-0063 | 〒330-9588 | 事後 | 記載内容の軽微な変更であり、重要な変更には該当しない |
| 令和3年9月1日 | I 関連情報 4.情報連携ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | <被保険者資格管理等に係る事務><被保険者給付に係る事務>番号法第19条第7号 | <被保険者資格管理等に係る事務><被保険者給付に係る事務>番号法第19条第8号 | 事前 | 法改正に伴う変更であり、重要な変更には該当しない。 |
| 令和3年8月20日 | I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠 | <オンライン資格確認等システムに係る事務> | <オンライン資格確認に係る事務> | 事後 | オンライン資格確認の運用が開始したことによる軽微な修正 |
| 令和3年8月20日 | I 関連情報 4.情報連携ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | <オンライン資格確認等システムに係る事務>番号利用法 附則第6条第4項（利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） | <オンライン資格確認に係る事務>番号利用法 附則第6条第4項（利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認として機関別符号を取得する等） | 事後 | オンライン資格確認の運用が開始したことによる軽微な修正 |
| 令和3年8月20日 | I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要【オンライン資格確認全体の概要】 | 1. オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務 | 1. オンライン資格確認等システム稼働に向けたの資格履歴管理事務 | 事後 | オンライン資格確認の運用が開始したことによる軽微な修正 |
| 令和3年8月20日 | I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要【特定個人情報を使用して実施する事務の具体的な内容】 3. 特定個人情報の提供 | ②宛名システムより、個人番号を含む宛名情報を番号連携サーバに送信し、番号連携サーバにて団体内統一宛名番号を採番する。その後、番号連携サーバから符号要求を行い符号生成を行う。 | ②宛名システムより、個人番号を含む宛名情報を番号連携サーバに送信し、番号連携サーバにて団体内統合宛名番号を採番する。その後、番号連携サーバから符号要求を行い符号生成を行う。 | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--|--|---|------|---------------------------|
| 令和3年8月20日 | I 関連情報 4.情報連携ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | (別表第二における情報提供の根拠) ・1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、81、87、88、93、97、106、109、120 | (別表第二における情報提供の根拠) ・1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120 | 事後 | |
| 令和5年8月18日 | I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①部署 | さいたま市 保健福祉局 福祉部 国民健康保険課 | さいたま市 福祉局 生活福祉部 国保年金課 | 事後 | 組織改正による変更であり、重要な変更には該当しない |
| 令和5年8月18日 | I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名 | 国民健康保険課長 | 国保年金課長 | 事後 | 組織改正による変更であり、重要な変更には該当しない |
| 令和5年8月18日 | I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先 | 保健福祉局福祉部国民健康保険課 〒330-9588 住所:さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号 | 福祉局生活福祉部国保年金課 〒330-9588 住所:さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号 | 事後 | 組織改正による変更であり、重要な変更には該当しない |